

令和5(2023)年度社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査結果

1 指導監査について

栃木県では、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営を確保するため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）等に基づいて、栃木県が所管する社会福祉法人及び社会福祉施設等に対し、指導監査を実施しています。

2 指導監査実施状況

(1) 法人・施設別指摘状況 [単位：件] (対象数は令和5(2023)年4月1日時点)

ア 社会福祉法人

区分	対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 法人数
社会福祉法人	96	41	43	23

イ 社会福祉施設、事業所

区分	対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数	
保護施設等	救護施設、授産施設	4	2	2	2
高齢者福祉施設等		1,943	386	386	270
老人福祉施設等	特別養護老人ホーム	114	39	39	27
	地域密着型特別養護老人ホーム	76	24	24	12
	養護老人ホーム	9	3	3	2
	軽費老人ホーム	13	4	4	1
	有料老人ホーム	101	19	19	18
	サービス付き高齢者向け住宅	127	28	28	24
介護保険施設	介護老人福祉施設	114	39	39	32
	介護老人保健施設	53	20	20	15
	介護療養型医療施設	1	1	1	1
	介護医療院	7	3	3	1
居宅サービス事業所	訪問介護	274	34	34	19
	訪問入浴介護	15	1	1	
	訪問看護	122	5	5	2
	訪問リハビリテーション	13	2	2	
	居宅療養管理指導	1			
	通所介護	359	47	47	33
	通所リハビリテーション	49	19	19	11
	短期入所生活介護	207	59	59	43
	短期入所療養介護	60	21	21	13
	特定施設入居者生活介護	56	14	14	12
	福祉用具貸与	87	2	2	2
	特定福祉用具販売	85	2	2	2

区分		対象数	指導監査 計画数	実施数	文書指摘 施設数・ 事業所数
障害者（児）福祉施設等		1,412	353	353	182
障害者支援施設・ 障害児入所施設	障害者支援施設	38	20	20	11
	障害児入所施設	8	8	8	2
障害福祉サービス 事業所等	居宅介護	119	36	36	18
	重度訪問介護	90	25	25	10
	同行援護	38	17	17	8
	行動援護	8	3	3	
	療養介護	2	2	2	1
	生活介護	142	43	43	22
	短期入所	105	40	40	17
	自立訓練（生活訓練）	13	2	2	1
	就労移行支援	26	2	2	1
	就労継続支援A型	63	8	8	7
	就労継続支援B型	165	28	28	19
	就労定着支援	13	1	1	
	自立生活援助	3			
	共同生活援助	124	30	30	23
	一般相談支援（地域移行支援）	37	9	9	
一般相談支援（地域定着支援）	37	9	9		
障害児通所支援 事業所	福祉型児童発達支援センター	5			
	児童発達支援	132	24	24	14
	放課後等デイサービス	223	38	38	26
	居宅訪問型児童発達支援	1			
	保育所等訪問支援	20	8	8	2
児童福祉施設等		365	150	150	44
保育所（保育所型認定こども園含む）		218	74	74	27
幼保連携型認定こども園		101	49	49	11
児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設		31	14	14	1
認可外保育施設		15	13	13	5
総計		3,820	932	934	521

(2) 主な指摘事項

ア 社会福祉法人

項目	主な指摘事項
理事会・評議員会	評議員会又は理事会の議案に特別の利害関係を有する者の存否を確認していない。
	理事会の決議により定めなければならない事項（評議員会の日時及び場所、議案の概要等）について、決議が行われていない。
評議員・役員の選任	評議員又は役員となることができないもの（欠格事由）、各評議員又は各役員と特殊な関係にないことを確認していない。
	評議員会に提出された監事の選任に関する議案について、監事の過半数の同意を得ていない。
	理事が評議員選任・解任委員会の委員となっている。
登記	法人が登記しなければならない事項について、期限内（理事長の登記は変更後2週間以内、資産の総額の変更登記は会計年度終了後3か月以内）に登記していない。
経理事務処理	小口現金について、経理規程で定める保有限度額を超えて保有している期間がある。
	収納した金銭について、経理規程に定める期限までに金融機関に預入れを行っていない。
決算関係書類	計算書類に対する注記に記載すべき項目のうち、該当する内容がない場合でも省略することができない項目を省略している。

イ 社会福祉施設、事業所

【老人福祉施設】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。
褥瘡対策	褥瘡のハイリスク者に対する予防計画を作成していない。
事故防止対策	職員の確認不足等、人的要因による服薬事故が複数件発生している。

【有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。
事故防止対策	事故防止対策に関する指針を整備していない。
運営懇談会	運営懇談会を実施していない。

【介護保険施設】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。
褥瘡対策	褥瘡のハイリスク者に対する予防計画を作成していない。
介護職員等特定処遇改善加算	当該加算に基づく処遇改善の取組について、インターネット等により公表していない。

【居宅サービス事業所】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	風水害、震災等に対処するための訓練が実施されていない。
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメント対策が講じられていない。
介護職員等特定処遇改善加算	当該加算に基づく処遇改善の取組について、インターネット等により公表していない。

【障害者（児）福祉施設・障害福祉サービス事業所等】

項目	主な指摘事項
加算要件	加算の要件を満たしていないにもかかわらず、これを算定している。
非常災害対策	非常災害対策計画が作成されていない。
給付費等の通知	利用者等に対し、介護給付費等の額を通知していない。
サービスの提供記録	サービス提供記録が整備されていない。また、利用者の確認を受けていない。
勤務体制の確保等	職場におけるハラスメント対策が講じられていない。
身体拘束等の適正化	身体拘束等の適正化の取組が実施されていない。
虐待防止の取組	虐待防止のための取組が実施されていない。

【保育所】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	消防計画等に基づく避難訓練及び消火訓練が毎月実施されていない。
計画の作成	安全計画が策定されていない。

【幼保連携型認定こども園】

項目	主な指摘事項
非常災害対策	想定される災害に対する避難訓練が毎月実施されていない。

【児童養護施設等】

項目	主な指摘事項
人員配置	人員配置基準を満たしていない。

【認可外保育施設】

項目	主な指摘事項
保育に従事する者の数	常時、保育に従事する者が複数配置されていない。
非常災害対策	避難消火に係る訓練の実施回数が不足している。
計画の作成	安全計画が策定されていない。